

基 発 0526 第 1 号
令和 8 年 5 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発 0514 第 1 号をもって通達したところであるが、その施行のために必要な関係政省令告示等は、改正法の公布後、労使等の関係者の意見を聴きつつ検討することとしたところである。

今般、改正法の一部が令和 9 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（令和 8 年政令第 40 号。以下「整理政令」という。）が令和 8 年 3 月 18 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 29 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 3 月 23 日に、労働安全衛生法第 42 条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 101 号）が令和 8 年 3 月 23 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 9 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっている。

については、今回の改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第 1 改正の要点

I 改正法関係

1 作業場所管理事業者の講ずべき措置等（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 30 条の 4 及び第 32 条関係）

改正法において新設した安衛法第 30 条の 4 は、「一の場所」において、作業場所管理事業者に係る作業従事者と、作業場所管理事業者と請負関係で接続される事業を行う者に係る作業従事者による作業（危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業）が行われる場合に

作業場所管理事業者に作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講ずることを義務付けたものであること。また、その実効性を確保するため、安衛法第32条において、請負人及び当該請負人の作業従事者に対する必要な義務規定を整備したものであること。

なお、上記改正内容は、「同一の作業場において活動する事業者間の協力」を求めるILO第155号条約の趣旨にも対応するものであること。

2 危険又は有害な機械等の使用禁止（安衛法第42条第2項及び第3項関係）

従来、事業者を対象として労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第27条に規定していた厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等の使用規制を安衛法第42条第2項に位置付け直すとともに、同条第3項を新設し、同項で規定する作業従事役員等（事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者をいう。以下同じ。）についても同様の規定を整備したものであること。

3 機械等の定期自主検査（安衛法第45条第2項及び第3項関係）

個人事業者に対し、その作業従事役員等が労働者と同一の場所において作業を行う場合に、安衛法第45条第1項の機械等について、事業者に義務付けているのと同様の定期自主検査の実施及びその結果の記録等を義務付ける規定を整備したものであること。

4 安全衛生教育（安衛法第59条及び第60条の2関係）

作業従事役員等に対し、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務を行う場合について、特別教育の受講を義務付け、また、特別教育のほか、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する教育につき、その受講に関する努力義務を課すこととしたものであること。

II 整理政令関係

改正法により安衛法第42条及び第45条に条文の複数項建て又は項ずれが生じることから、これに対応するため、引用条項の修正を行うとともに、改正法により新設された安衛法第30条の4に関し、労働者派遣に係る規定について必要な技術的読替えを整理等することとしたこと。

III 整備省令関係

1 安衛則の一部改正

(1) 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用が禁止される中小事業者の範囲（安衛法第42条第3項及び安衛則第24条の17関係）

作業従事役員等には、厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業者である作業従事者が含まれるところ、厚生労働省令で定める数として、労災保険特別加入制度の対象となる中小事業主の範囲となる労働者の数と同一の数を規定することとしたこと。

(2) 個人事業者等による安全装置等の取外しが例外的に認められる要件等（安衛法第42条第3項及び安衛則第29条関係）

作業従事役員等が、労働者と同一の場所において、他の事業者の機械等を使用する際に、当該機械等の安全装置等に関して遵守すべき事項について、労働者が遵守すべき事項と同様の規定を整備することとしたこと。また、作業従事役員等が、自ら持ち込んだものなど、他の事業者の機械等以外の機械等を用いて労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合においては、当該機械等の安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせてはならないこととされているところ、一定の要件を満たした場合には例外的に安全装置等の取外し等を行うことができる要件等を規定することとしたこと。

(3) 定期自主検査等の実施方法等の準用（安衛法第45条第2項、安衛則第141条第5項及び第6項等関係）

個人事業者は、安衛法第45条第2項の規定に基づき、厚生労働省令の定めるところにより、定期自主検査の実施等を義務付けたところ、その実施方法等については、事業者の定期自主検査の実施等の規定を準用することとしたこと。なお、当該準用規定のうち、検査結果の記録の保存については、罰則の適用がないこと。また、当該検査を行い、異常を認めたときは補修等の措置を講ずるものとしたこと。

(4) 作業従事役員等に対する特別教育の受講等について（安衛法第59条第4項及び安衛則第37条関係）

改正法により新設された安衛法第59条第4項により、労働者と同一の場所で一定の危険又は有害な業務を行う作業従事役員等に特別教育の受講が義務付けられたことに関連し、安衛則第37条第2項を新設し、作業従事役員等が、十分な知識及び技能を有していると認められる場合は、特別教育の科目の全部又は一部を受けることを要しないこととし、具体的には、特別教育の対象業務に係る免許を受けている、技能講習を修了しているなどの例示を規定したこと。併せて、同条第1項で定める事業者が労働者の特別教育について科目の省略をすることができる場合の例示についても同様に規定することとしたこと。

(5) 作業場所管理事業者の講ずべき措置等（安衛法第30条の4及び安衛則第643条の10～第643条の12関係）

改正法により新設された安衛法第30条の4に規定する、危険性又は有害性を勘案して厚生労働省で定める業務として、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務（具体的には、次の①から⑥に掲げる業務）を規定することとしたこと。

- ①労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第20条各号に掲げる業務（就業制限業務）
- ②安衛則第36条各号に掲げる業務（危険又は有害な業務）
- ③安衛令第6条各号に掲げる作業に係る業務（作業主任者要選任作業）
- ④法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業に係る業務（作業指揮者要選任作業）
- ⑤安衛則第151条の2第7号に規定する貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
- ⑥安衛法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査等及び補修等の業務

また、作業場所管理事業者が講ずべき措置として、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間の連絡及び調整を随時行わなければならない旨を規定することとしたこと。

さらに、改正法により新設される法第30条の4が適用されない場合についても「一の場所」において、所属する事業主体が異なる労働者や労働者以外の作業従事者により、近接し又は輻輳して行われる作業（以下「混在作業」という。）によって生ずる労働災害を防止するため、作業場所管理事業者や作業場所管理事業者以外の事業を行う者が講ずる作業間の連絡及び調整に係る規定を整備することとしたこと。

2 定期自主検査に関する安衛則以外の関係省令の一部改正

次の省令について、定期自主検査等の実施方法等に関し、第1のⅢの1(3)に準ずる改正を行うこととしたこと。

- ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
- ・クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
- ・ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）
- ・有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）
- ・鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）
- ・特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）
- ・電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）
- ・粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

3 特別教育に関する安衛則以外の関係省令の一部改正

次の省令について、特別教育の受講に関し、第1のⅢの1の(4)に準ずる改正を行うこととしたこと。

- ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
- ・クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
- ・ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）
- ・四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）
- ・高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）
- ・電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）
- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- ・粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

4 沖縄県の区域における労働安全衛生法及びこれに基づく命令の適用の特別措置等に関する省令

改正法により安衛法第42条が複数項建てとなったこと及び整備省令により安衛則第27条が削除されたことに伴い、引用条項の整理を行うこととしたこと。

IV 関連告示及び関連指針関係

1 労働安全衛生法第42条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（昭和47年労働省告示第77号）の一部改正

改正法により、安衛法第42条が複数項建てとなったことに伴い、引用条項の整理を行うこととしたこと。

2 労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平成元年5月22日安全衛生教育指針公示第1号。以下、「危険有害業務従事者教育指針」という。）の一部改正

改正法により、安衛法第60条の2に第2項が新設されたことに伴い、引用条項の整理を行うとともに、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育が新たに作業従事役員等の努力義務とされたことを踏まえ、危険有害業務従事者教育指針について所要の改正を行うこととしたこと。

第2 細部事項

1 共通事項

(1) 個人事業者及び作業従事役員等が労働者と同一の場所で作業を行う際に講ずべき措置等（安衛法第42条第3項、第45条第2項及び第59条第4項関係）

個人事業者である作業従事者や中小事業の事業主や役員は、労働者と同一の場所で就業することが多く、業務上の災害も一定数発生している状況を踏まえ、労働災害防止を目的として事業者や労働者に措置が義務付けられている事項について、同様の観点から、事業主体としての個人事業者や作業主体としての個人事業者若しくは中小事業の事業主又は役員に対し、構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用の禁止、定期自主検査の実施及び特別教育の受講等の措置を義務付けることとしたものであること。

(2) 作業従事役員等の範囲（安衛法第42条第3項及び安衛則第24条の17関係）

安衛法において「作業従事役員等」とは、上記第1のIの2に示したとおりであるが、事業者の範囲を、一定数以下の労働者を使用するもの（労災保険特別加入制度の対象となる中小事業主に同じ。）としているのは、当該中小事業の事業主や役員は、労働者と同様に自ら作業に従事する機会が多いことを踏まえたものであること。

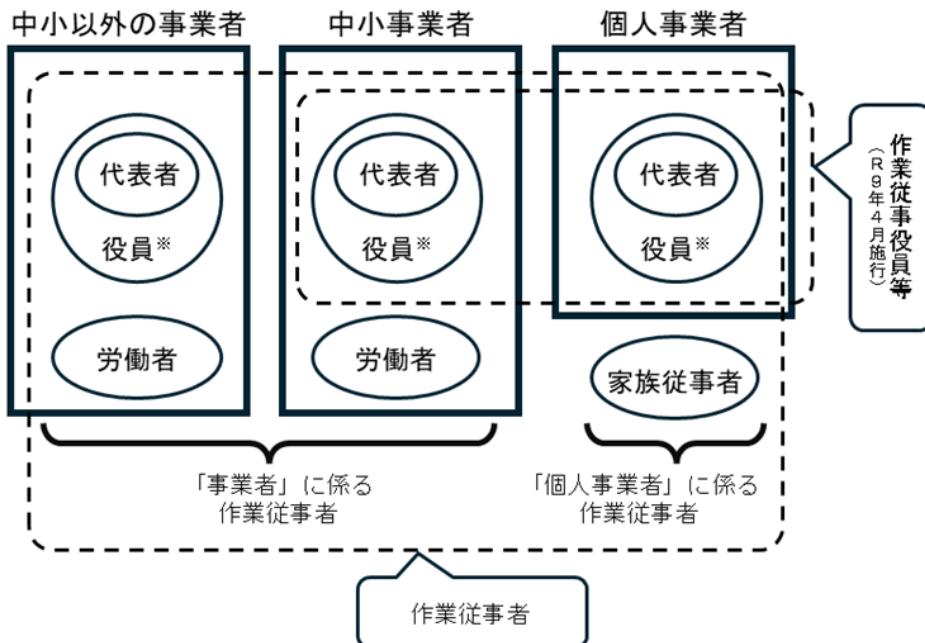
また、その範囲について、労災保険特別加入制度における中小事業主の範囲と同一の労働者数を基準としたのは、同制度における中小事業主の範囲が代表者又は役員であっても自ら業務に従事し、その業務の実態、災害発生状況等に照らし、労働者に準じて保護することが相当とされる範囲とされていることを踏まえたものであること。

なお、業種ごとの労働者数は、具体的には下表のとおりであり、対象範囲は下図のとおりであること。

○ 中小事業の業種及び規模

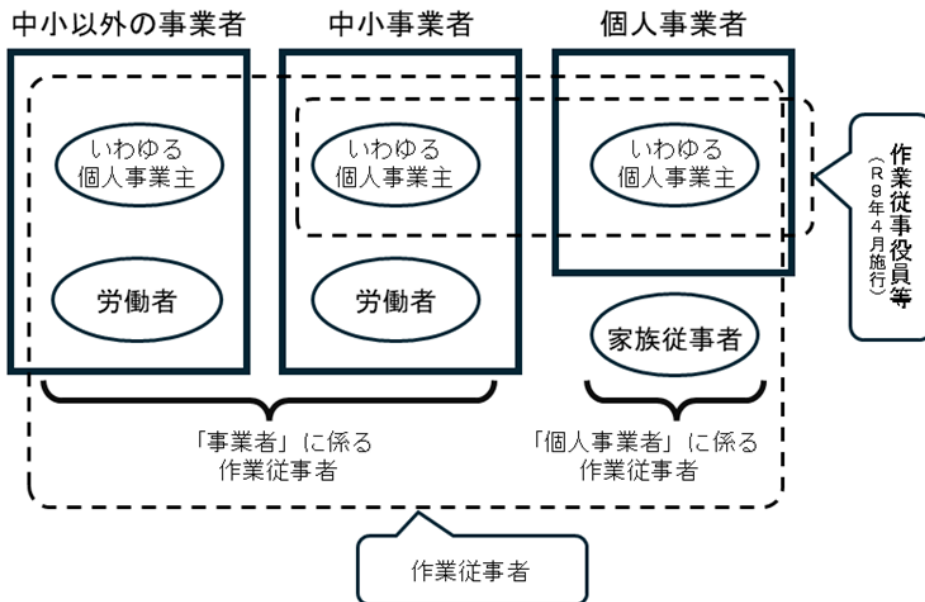
業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人
卸売業 サービス業	100人
上記以外の業種	300人

事業を行う者が法人の場合



※法人形態により役員の範囲が変わる場合がある

事業を行う者が個人の場合



① 特定受託業務従事者への適用

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第2項に規定する「特定受託業務従事者」に係る安衛法の適用は、「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について」（令和8年3月30日付け基発0330第1号。以下「令和8年4月施行通達」という。）の記の第2の1（1）②のとおり、「特定受託事業者」は従業員を使用しないものとされているため、「特定受託業務従事者」は基本的に「個人事業者である作業従事者」に該当するとともに、「作業従事役員等」にも該当すること。

② 家内労働者及び補助者への適用

家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する「家内労働者」及び同条第4項に規定する「補助者」に係る安衛法の適用は、令和8年4月施行通達の記の第2の1（1）③のとおりであるが、家内労働者又は補助者がいわゆる個人事業主や役員である場合には「作業従事役員等」に該当すること。また、「作業従事役員等」に該当する「家内労働者」及び「補助者」に対する安衛法及び家内労働法の適用は、令和8年4月施行通達の記の第2の1（1）③アからウに掲げるところによること。

なお、上記第1のIの2に掲げる作業従事役員等に対する危険又は有害な機械等の使用禁止については、令和8年4月施行通達の記の第2の1（1）③アに該当するものであること。

また、記の第1のIの3に掲げる定期自主検査や4に掲げる特別教育については、家内労働法令上は同様の規定は存在しないため、令和8年4月施行通達の記の第2の1（1）③ウに該当し、安衛法に基づく措置を実施する必要があるものであること。

(3) 作業従事役員等への丁寧な周知・支援、注文者等からの作業従事役員等に対する指導等（安衛法第3条第3項、第29条、第120条関係）

改正法により、作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する場合には、構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用の禁止、定期自主検査の実施、特別教育の受講等について、個人事業者や作業従事役員等に罰則を伴う義務が課されることとなった。これらの者は、従来、安衛法上の直接の規制対象として位置付けられていなかったことから、当該義務の内容について必ずしも十分に理解されていないことも想定される。

このため、改正法により改正された安衛法第3条3項の配慮、第29条の

指導・指示の実施に当たっては、関係団体、注文者、元方事業者等において、個人事業者及び作業従事役員等に対し、改正内容及び必要な措置について丁寧な周知を図るとともに、必要な配慮や指導、支援を行うよう配慮することが重要であること。

特に、元方事業者については、安衛法第29条に基づき、関係請負人に対して労働安全衛生関係法令の遵守に関する指導・指示を行う際にあつては、個人事業者や作業従事役員等における措置の徹底が図られるよう配慮する必要があること。

(4) 作業従事役員等が「労働者と同一の場所」以外の場所で就業する際の改正法に基づく措置と同様の措置の推奨（安衛法第42条第3項、第45条第2項及び第59条第4項関係）

改正法により規定された、作業従事役員等に対する構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用の禁止、定期自主検査の実施、特別教育の受講等の義務については、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合にのみ適用されるものである。

したがって、労働者以外の作業従事者が、労働者と同一の場所以外の場所において仕事の作業に従事する場合には、これらの規定が適用されるものではないこと。

一方で、このような場合であっても、作業の内容、使用する機械、取扱う物質等によっては、作業従事役員等自身や労働者以外の者であつて、周囲で作業を行う作業従事者の災害が発生するおそれがあることに変わりはないため、作業従事役員等が労働者と同一の場所以外で作業を行う場合においても、可能な範囲で労働者と同一の場所で作業を行う場合に義務付けられている措置と同様の措置を講じておくことが望ましいこと。

(5) 労働者以外の作業従事者のみが混在作業を行う場合における同種の取組の推奨（安衛法第30条の4、安衛則第643条の12関係）

安衛法第30条、第30条の2及び第30条の4や安衛則第643条の12が適用されない場面として、一の場所に労働者が一切立ち入ることがなく、労働者以外の作業従事者のみが作業に従事する場合がある。

しかしながら、このような場合であっても、作業が混在することによる危険又は健康障害のおそれがあることに変わりはないことから、作業場所を管理する立場にある者においては、安衛法第30条の4や安衛則第643条の12等の適用がない場合であっても、これらに準じて作業間の連絡及び調整その他の必要な措置を講ずることが望ましいこと。

2 作業場所管理事業者の講ずべき措置（安衛法第30条の4関係）

（1）基本的な考え方

安衛法に基づく規定の多くは、労働者を使用する事業者に対して措置義務を課しているが、混在作業が行われる場合には、個々の事業主体に義務付けた措置のみでは労働災害の防止を十分に図ることができない場合がある。このため、安衛法第30条及び第30条の2に基づき、建設業、造船業及び製造業に属する事業の元方事業者に対し、混在作業によって生ずる労働災害を防止するために必要な措置の実施を義務付けている。

しかしながら、混在作業によって生ずる労働災害は、上記のような業種に属する事業に限らず発生していることから、改正法において安衛法第30条の4を新設し、「一の場所」で行われる事業が属する業種を限定せず、当該場所を管理する作業場所管理事業者に連絡調整等の措置を義務付けるなど、混在作業によって生ずる労働災害の防止に必要な対策の強化を図ったものであること。

（2）作業場所管理事業者の考え方

「作業場所管理事業者」とは、安衛法第30条の4第1項において、仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理する者をいうと定義されている。改正法により新設された安衛法第30条の4は、作業場所管理事業者に対して、その管理する場所において混在作業が行われる場合に、労働災害の防止のために必要な措置を最も適切に講じ得る立場にあることから、作業場所管理事業者に作業間の連絡及び調整その他の措置の実施を求める趣旨であること。

したがって、当該場所を管理する者に該当するか否かは、契約上の地位や名称のみによって形式的に判断されるものではなく、当該場所において、作業の実施について統括的な立場にあり、施設又は設備の使用の許可、入退場の管理、作業の順序や方法の調整その他混在作業による危険を防止するための措置を実際に講じ得る立場にあるかどうかにより判断されるものであること。

（3）事業の業種に応じた法令の適用について

安衛法第30条及び第30条の2とは異なり、安衛法第30条の4第1項は作業場所管理事業者の事業が属する業種に関わらず適用されるものであるが、作業場所管理事業者が管理する場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、安衛法第30条第1項又は第30条の2第1項に規定する措置が講じられることとなるときは、安衛法第30条の4第2項に基づき、その適用が除外されるものであること。

(4) 「一の場所」について

安衛法第30条の4に規定する「一の場所」の考え方は、安衛法第15条第1項に規定する「一の場所」や安衛法第30条第1項及び第30条の2第1項に規定する「同一の場所」と基本的に同様であり、単に物理的に同じ敷地又は建物内にあることのみをもって判断されるものではなく、当該場所において行われる複数の作業が相互に関連し、又は交錯することにより、作業間の連絡又は調整が不十分である場合に労働災害が生ずるおそれがある範囲をいうものであること。

したがって、その範囲は、作業の動線、資機材の搬出入、車両の通行、揚重作業、設備又は作業空間の共用の状況等を踏まえ、作業相互が安全上影響を及ぼし得る関係にあるか否かという観点から、本条の趣旨に即し目的論的に判断されるものである。

このため、必ずしも物理的又は地理的に完全に同じ区域内に限定されるものではなく、区画、建物、階層等が異なる場合であっても、作業相互の影響により労働災害が生ずるおそれがあり、作業間の連絡又は調整が必要となる関係にあると認められる場合には、「一の場所」に該当し得るものであること。

例えば、次のように複数の作業が同時に又は前後して行われ、相互に安全衛生上の影響を及ぼし得る区域は、通常、「一の場所」として捉えるべきものであると考えられること。

- 建設工事が行われている構内において、施工に係る作業と資材納入、設備工事、清掃等の作業とが同時に又は前後して行われる区域
- 建設工事現場の周辺又は出入口付近において、車両誘導、交通整理又は警備の業務が、工事用車両又は搬入車両の通行と同時に又は前後して行われる区域
- 工場構内において、生産作業と保全工事、設備改造、運搬等の作業とが同時に又は前後して行われる区域
- 荷役、搬入出、検品等の作業が同時に又は前後して行われる荷捌き場又はパース
- ビル（商業施設を含む。）において、営業活動と、バックヤードにおける荷役、搬入、設備点検、改修等の作業とが同時に又は前後して行われる区域
- 卸売市場において、荷受け、運搬、陳列、清掃等の作業が同時に又は前後して行われる取扱区域
- プラントにおいて、設備の運転と修理又は改造工事とが同時に又は前後して行われる範囲
- 農業のほ場、集荷場、選果場、農業用施設等の作業場所において、収

穫、農薬散布、機械整備、運搬等の作業が同時に又は前後して行われる区域

- 林業の伐採現場、造材場所、集材地点、土場等の作業場所において、伐倒、造材、集材、運搬、機械整備等の作業が同時に又は前後して行われる区域

一方で、同じ敷地内であっても、作業区域が明確に区画され、人員及び車両の動線が分離される等により、相互の作業が安全に影響を及ぼさないと認められる場合には、一の場所に該当しないものであること。

なお、安衛法第4条等における「労働者と同一の場所」については、作業従事者が行う個々の作業に着目し、当該作業が行われる場所に存在する危険性又は有害性等により、労働者以外の作業従事者と労働者が共通して、危険又は健康障害を生ずるおそれを受ける状態にあるか否かによってその範囲を判断するものである一方、「一の場所」については、一定の区域内において、異なる事業主体が相関連して様々な作業を行うことにより、相互に安全衛生上影響を及ぼし得る関係にあるか否かという観点からその範囲を判断するものであるため、一定の区域内における労働災害のリスクに着目するという基本的な考え方は変わるものではないが、対象とする範囲の捉え方が異なるものであること。

また、本条に係る「一の場所」の定義は、その場所で行われる事業が属する業種の別や一の仕事への包含関係とは直接関係がないため、従来、昭和47年9月18日付け基発第602号Iの7の(2)及び平成18年2月24日付け基発第0224003号2の(1)において示されている判断の枠組みを基本としつつも、異なる業種に属する事業又は異なる目的の仕事が一の場所で行われる場合についても適用され得ることに留意する必要があること。

(5) 請負関係の有無について（安衛法第30条の4）

安衛法第30条の4に基づく措置は、安衛法第30条及び第30条の2と同様、罰則付きの義務であり、作業場所管理事業者が作業間の連絡及び調整等の措置を実施する場合には、「一の場所」で行われる作業に一定の制約を課すなど実効性をもってこれを実施することができる関係性が必要であることから、改正法により新設された第30条の4は、第30条及び第30条の2の規定を踏まえ、作業場所管理事業者と「一の場所」で作業を行う「事業を行う者」とが請負関係で接続されていることを要件としたものであること。

したがって、作業場所管理事業者が管理する場所に立ち入る者による作業であっても、当該作業場所管理事業者との間が請負関係で接続されていない場合には、本条の対象にはならないこと。

なお、安衛法第30条の4第1項に規定する「請負人」とは、仕事が数

次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものであること。

(6) 混在作業について

① 混在作業についての考え方

安衛法第30条の4の混在作業についての考え方は、安衛法第30条及び第30条の2と基本的に同様であり、「一の場所」において、所属する事業主体が異なる労働者や労働者以外の作業従事者により、近接し又は輻輳して行われる作業のことをいい、これらの作業が同時に行われることを原則としているが、同時に作業が行われない場合であっても、時間的に近接し、作業に起因する危険性又は有害性等が残存するおそれのある場合（作業と作業の間に十分な時間が空いており、時間的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない場合を除く。）についても含まれる趣旨であること。

② 作業間の連絡及び調整の対象となる作業の範囲

安衛法第30条の4に基づく作業間の連絡及び調整の対象となるのは、作業場所管理事業者が管理する「一の場所」において、所属する事業主体が異なる労働者や労働者以外の作業従事者により、近接し又は輻輳して行われる作業であるが、作業による影響が相互に及ぶことがなく、労働災害が発生するおそれがないものについては、作業間の連絡及び調整の対象とはならないものであること。

例えば、次に掲げるような作業については、作業間の連絡及び調整の対象とはならないこと。

- ・ 作業場所管理事業者Aが行う作業と、請負人BがAの管理する一の場所の出入口までの配送を行う作業など、当該一の場所において作業場所管理事業者の作業と交錯しない運送事業者による作業
- ・ 作業場所管理事業者Aが行う作業と、請負人Bが行う作業が、Aの管理する一の場所で開催されるものの、Aによる作業が終了した後、Aが実施した作業による危険性又は有害性の影響が及ばなくなった状態で、別の作業日にBが単独で行う作業

(7) 対象作業について（安衛則第643条の10関係）

安衛法第30条及び第30条の2は、適用対象を事業者の事業が属する業種で限定し、当該業種において行われる作業の周囲への影響を包括的に規制対象として捉えているのに対し、安衛法第30条の4については、事業が属する業種に限定がないため、作業場所管理事業者が管理する「一の場所」で作業に従事する作業従事者のいずれかが「危険性又は有害性

等を勘案して厚生労働省令で定める業務」に係る作業を行う場合を規制対象として捉えることとしたものであること。

安衛則第643条の10は、改正法により改正された第30条の4で規定する「危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務」について、個別の業務として危険性又は有害性等が高い就業制限業務（1号）及び危険有害業務（2号）のほか、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務として、作業主任者要選任作業に係る業務（3号）、作業指揮者を定める必要がある作業に係る業務（4号）、貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務（5号）、安衛法令に基づき定期に実施する検査、補修等の業務（6号）を規定した趣旨であること。

なお、安衛則第643条の10第4号及び第6号で規定する「法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業の業務」及び「法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査等及び補修等の業務」は、それぞれ次の表のとおりであること。

また、同条第5号の業務（貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出）については、他の業務とは異なり、法令に基づく資格や教育、管理者等の選任が必要な業務ではないが、死亡災害をはじめとする労働災害が多発している状況を踏まえ、対象業務に含めたものであること。

- 法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業一覧（安衛則第643条の10第4号関係）

条文番号	作業名
安衛則第151条の4	車両系荷役運搬機械等を用いた作業
安衛則第151条の15	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの着脱の作業
安衛則第151条の48	100kg以上の荷を不整地運搬車に積み卸しする作業
安衛則第151条の62	100kg以上の荷を構内運搬車に積み卸しする作業
安衛則第151条の70	100kg以上の荷を貨物自動車に積み卸しする作業
安衛則第151条の90	車両系木材伐出機械（伐木等機械を除く。）を用いた作業
安衛則第151条の104	車両系木材伐出機械の修理又はアタッチメントの着脱の作業
安衛則第151条の128	林業架線作業（作業主任者要選任作業を除く。）
安衛則第151条の154	簡易林業架線作業
安衛則第165条	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの着脱の

	作業
安衛則第171条の3	輸送管等の組立て又は解体の作業
安衛則第190条	くい打機等の組立て等の作業
安衛則第194条の10	高所作業車を用いた作業
安衛則第194条の18	高所作業車の修理又は作業床の着脱の作業
安衛則第257条	危険物の製造等の作業（作業主任者要選任作業を除く。）
安衛則第319条	導火線発破の作業
安衛則第320条	電気発破の作業
安衛則第328条の4	液化酸素を製造する設備の改造、修理、清掃等の際の設備内部での作業
安衛則第350条	電路を開路して行う点検、修理、塗装等の電気工事の作業（安衛則第339条） 高圧活線作業（安衛則第341条第1項） 高圧活線近接作業（安衛則第342条第1項） 特別高圧活線作業（安衛則第344条第1項） 特別高圧活線近接作業（安衛則第345条第1項）
安衛則第362条	ガス導管の防護作業
安衛則第389条の3	ずい道等内部でのガス溶接等の作業
安衛則第420条	100kg以上の荷を貨車に積み卸しする作業
安衛則第529条	建築物、橋梁、足場等の組立て等の作業（作業主任者要選任作業を除く。）
安衛則第539条の6	ロープ高所作業
安衛則第592条の6	廃棄物焼却施設において燃え殻を取り扱う業務、焼却炉、集じん機の保守点検、解体等の業務
ボイラー則第16条	一定規模のボイラーの据付けの作業
クレーン則第23条	やむを得ない事由によりクレーンに定格荷重を超える荷重をかける作業
クレーン則第30条の2	天井クレーン等の点検等の作業
クレーン則第33条	クレーンの組立て又は解体の作業
クレーン則第75条の2	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業
クレーン則第109条	やむを得ない事由によりデリックに定格荷重を超える荷重をかける作業
クレーン則第118条	デリックの組立て又は解体の作業
クレーン則第153条	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイド

	レール支持塔の組立て又は解体の作業
クレーン則第191条	建設用リフトの組立て又は解体の作業
特化則第22条	特定化学物質が滞留するおそれのあるタンク等の改造、修理、清掃等の際に設備の内部に立ち入る作業 (第二種酸欠作業等を除く。)
特化則第22条の2	特定化学物質が滞留するおそれのあるタンク等の改造、修理、清掃等の際に設備の内部に立ち入る作業 (第二種酸欠作業等を除く。) で溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるとき
酸欠則第25条の2	し尿等を入れた設備の改造等の作業
除染則第9条	除染等業務

- 法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査、補修等に係る作業一覧（安衛則第643条の10第6号関係）

条文番号	作業名
安衛則第134条の3 安衛則第137条	動力プレスの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第135条 安衛則第137条	シャワーの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第141条 安衛則第141条-4	遠心機械の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第151条の21 安衛則第151条の22 安衛則第151条の26	フォークリフトの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第151条の31 安衛則第151条の32 安衛則第151条の35	ショベルローダーの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第151条の31 安衛則第151条の32 安衛則第151条の35	フォークローダーの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第151条の38 安衛則第151条の39 安衛則第151条の42	ストラドルキャリアの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第151条の53 安衛則第151条の54 安衛則第151条の58	不整地運搬車の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第167条	車両系建設機械【令別表第7】の定期自主検査及び

安衛則第168条 安衛則第171条	補修その他の必要な措置
安衛則第194条の23 安衛則第194条の24 安衛則第194条の28	高所作業車（2 m以上）の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第228条 安衛則第229条 安衛則第230条 安衛則第233条	電気機関車等の定期自主検査及び補修
安衛則第276条	化学設備及びその附属設備の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第299条 安衛則第300条	乾燥設備及びその附属設備の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第317条	アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第351条	活線作業用装置の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第351条	活線作業用器具の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第351条	絶縁用保護具の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
安衛則第351条	絶縁用防具の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
ボイラー則第32条 ボイラー則第33条	ボイラーの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
ボイラー則第67条 ボイラー則第68条	第一種圧力容器の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
ボイラー則第88条 ボイラー則第89条	第二種圧力容器の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
ボイラー則第94条 ボイラー則第95条	小型ボイラーの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
ボイラー則第94条 ボイラー則第95条	小型圧力容器の定期自主検査及び補修その他の必要な措置
クレーン則第34条 クレーン則第35条 クレーン則第39条	クレーン（3 t以上）の定期自主検査及び補修
クレーン則第34条	クレーン（3 t未満）の定期自主検査及び補修

クレーン則第35条 クレーン則第39条	
クレーン則第34条 クレーン則第35条 クレーン則第39条	デリック（2 t未満）の定期自主検査及び補修
クレーン則第76条 クレーン則第77条 クレーン則第80条	移動式クレーン（3 t以上）の定期自主検査及び補修
クレーン則第76条 クレーン則第77条 クレーン則第80条	移動式クレーン（3 t未満）の定期自主検査及び補修
クレーン則第119条 クレーン則第120条 クレーン則第124条	デリック（2 t以上）の定期自主検査及び補修
クレーン則第154条 クレーン則第155条 クレーン則第158条	エレベーター（1 t以上）の定期自主検査及び補修
クレーン則第154条 クレーン則第155条 クレーン則第158条	エレベーター（1 t未満）の定期自主検査及び補修
クレーン則第192条 クレーン則第196条	建設用リフト（高さ18 m以上、0.25 t以上）の定期自主検査及び補修（月次）
クレーン則第192条 クレーン則第196条	建設用リフト（高さ18 m未満）の定期自主検査及び補修
クレーン則第208条 クレーン則第209条 クレーン則第212条	簡易リフト（0.25 t以上）の定期自主検査及び補修
ゴンドラ則第21条 ゴンドラ則第23条	ゴンドラの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
鉛則第35条 鉛則第38条 特化則第30条 特化則第35条 石綿則第22条 石綿則第26条	局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、厚生労働省令で定めるものの定期自主検査及び補修その他の必要な措置
特化則第31条 特化則第35条	特定化学設備及びその附属設備の定期自主検査及び補修その他の必要な措置

電離則第18条の5 電離則第18条の6 電離則第18条の9	ガンマ線照射装置の定期自主検査及び補修その他の必要な措置

(8) 作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置（安衛則第643条の11）

① 基本的な考え方

安衛則第643条の11は、安衛法第30条の4に基づく「作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置」について、その具体的な実施方法等を定めたものであるが、その基本的な考え方は、安衛法第30条及び第30条の2と変わるものではないこと。

また、改正法により、安衛法第30条及び第30条の2に基づく元方事業者による措置義務の対象範囲が作業従事者に拡大されたが、安衛法第30条の4に基づき、作業場所管理事業者が作業間の連絡及び調整を行うべき範囲についての基本的な考え方は、改正後の安衛法第30条及び第30条の2と変わるものではないこと。

② 連絡及び調整の方法

安衛則第643条の11で規定する連絡及び調整の方法は、会議、書面、電子的手段その他適切な方法により行うことが認められるが、その内容が関係者に確実に伝達され、実際の作業に反映されていることが重要であること。

例えば、定常的に発生する作業について、当該場所における作業ルールをあらかじめ定め、それを周知しておくことや、非定常作業が発生する際に、当該作業を行う事業を行う者等が危険箇所に誘導員を配置すること等が、連絡及び調整に含まれること。

また、請負人相互間における連絡及び調整に当たっては、作業場所管理事業者は当該連絡及び調整が実効的に行われるよう、配意する必要があること。

③ 「随時」の解釈

安衛則第643条の11において「随時」と規定しているのは、当該一の場所における作業の実態に応じ、混在作業に起因する危険又は健康障害が生じ、又はそのおそれがある場合において、これを未然に防止するために必要な連絡及び調整を必要なタイミングで行うべきことを明らかにしたものであり、混在作業が行われている間に間断なく行うことまでを求める趣旨ではないこと。

従って、「随時」には、定例の打合せ、朝礼、工程会議、入構時に受付で構内ルールを周知すること等、定常的に行うタイミングのほ

か、作業内容の変更があった場合、新たな事業者が入場する場合、作業区域、動線、設備の使用状況に変更が生じた場合、災害又はヒヤリ・ハット事例が発生した場合等の定常的に行われている作業とは異なる事態が発生したタイミングに実施することが含まれること。

(9) 安衛法第30条の4と安衛法第30条及び第30条の2との適用関係

安衛法第30条及び第30条の2は、建設業、造船業及び製造業に属する事業の仕事の元方事業者に対し、混在作業によって生ずる労働災害を防止するための作業間の連絡及び調整その他の必要な措置を義務付けるものである。これに対し、安衛法第30条の4は、事業の属する業種にかかわらず、混在作業が行われる場合に、一定の要件の下で、作業場所管理事業者に対し連絡及び調整等の措置を求めるために設けられた規定である。

したがって、安衛法第30条の4は、第30条及び第30条の2の規定と同様の考え方のもと、これらの規定の適用が及ばない場面にも対応する趣旨のものである。

このため、ある場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者について、既に安衛法第30条又は第30条の2に基づく措置義務が課されることとなるときは、安衛法第30条の4第2項に基づき、安衛法第30条の4第1項は適用されないこととなる。

一方で、当該場所において、安衛法第30条又は第30条の2の対象となる仕事の仕事に加え、それ以外の仕事の仕事が行われている場合には、安衛法第30条の4第2項に規定する適用除外の対象とならないため、安衛法第30条又は第30条の2と安衛法第30条の4が重畳適用されることとなる。この際、安衛法第30条又は第30条の2では、安衛法第30条の4と同等以上の措置を義務付けているものであるため、実質的には、安衛法第30条又は第30条の2が適用にならない業種の仕事についてのみ、安衛法第30条の4に基づく措置を講じれば足りるものであること。

また、安衛法第30条及び第30条の2の対象業種である建設業、造船業及び製造業以外の業種に属する事業に係る仕事が行われている場合には、安衛法第30条の4のみが適用される。

これらの適用関係については、実際の作業現場においては次のように整理されること。

- ① 建設工事が行われている現場において、建設の仕事に係る混在作業に加え、警備や資材搬入等の建設業以外の仕事に係る作業が行われる場合には、建設の仕事に関する部分については安衛法第30条に基づく措置を講じた上で、建設の仕事の作業と建設の仕事以外の仕事の作業が混在する場面についてのみ、安衛法第30条の4に定める措置を追加で実施すれば足りる。

- ② 製造業の事業場において、製造に係る混在作業に加え、物流事業者による荷役作業や設備改修工事が行われる場合には、製造作業に関する部分については安衛法第30条の2に基づく措置を講じた上で、製造作業とそれ以外の作業が混在する場面についてのみ、安衛法第30条の4に定める措置を追加で実施すれば足りる。
- ③ 安衛法第30条又は第30条の2の対象業種である建設業、造船業及び製造業以外の業種に属する事業を行う事業場（例えば商業施設、物流倉庫、卸売市場等）において、異なる事業主体による作業が行われる場合には、安衛法第30条及び第30条の2は適用されず、安衛法第30条の4に規定する措置のみを実施する必要がある。

(10) 安衛法第30条、第30条の2及び第30条の4のいずれもが適用されない場面における安衛則第643条の12に基づく作業間の連絡及び調整

① 基本的な考え方

一の場所において、異なる事業主体による作業が行われる場合であって、安衛法第30条、第30条の2及び第30条の4のいずれもが適用されない場合においては、安衛則第643条の12が適用される。

安衛則第643条の12は、安衛法第30条、第30条の2及び第30条の4が適用されない場面における混在作業においても、当該作業により労働災害が生ずるおそれがあることから、それら労働災害を防止するため、法令上の規定を設けたものである。

したがって、本条は、安衛法令以外の法令において、毒物劇物取扱責任者、危険物取扱者等の設置、選任等が義務付けられている業務に係る作業を含め、一の場所において異なる事業主体が作業を行うことによって危害が生ずるおそれのある作業に広く適用されるものであること。

なお、異なる事業を行う者に係る作業従事者が隣接した席で単純な事務作業のみを行っている等、危害が生ずるおそれのない場合についてまで同条の対象に含める趣旨ではないこと。

そのため、これらの適用関係を整理すると次の表のとおりであること。

○「混在作業」による労働災害防止に関する規定

	対象業種の 限定	混在作業の 有無	請負接続の 有無	対象作業の 限定	罰則の 有無
安衛法第30条 (特定元方事業者)	○	○	○	×	○

安衛法第30条の2 (元方事業者)	○	○	○	×	○
安衛法第30条の4 (作業場所管理事業者)	×	○	○	○	○
安衛則第643条の12 (作業場所管理事業者等)	×	○	×	×	×

※ 太枠内が今回の改正法及び整備省令に基づき新たに強化された対策

② 作業場所管理事業者以外の事業を行う者による措置（安衛則第643条の12第3項）

本項に規定する、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、作業場所管理事業者以外の事業を行う者が講ずべき措置には、作業場所管理事業者が調整した作業時間の変更、作業区域の区分、立入制限、動線の指定、安全設備の使用法その他の安全確保措置に対し、自己の作業の方法を調整する等の必要な措置が含まれること。

③ 作業従事者による措置（安衛則第643条の12第4項）

本項で規定する作業従事者が遵守すべき事項には、作業区域の区分、立入禁止措置、動線の指定、作業順序の変更、保護具の使用、合図の方法等を守ることが含まれること。

3 危険又は有害な機械等の使用禁止（安衛法第42条関係）及び定期自主検査の実施等（安衛法第45条第2項関係）

(1) 基本的考え方

厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等の使用に伴う危険は、事業者が労働者に機械等を使用させる場合に限らず、労働者と同一の場所において作業を行う労働者以外の作業従事者が機械等を使用する場合にも同様に生ずるものである。また、安衛法第45条第1項の機械等の検査の不備に伴う危険は、当該機械等を事業者が労働者に使用させる場合に限らず、労働者と同一の場所において作業を行う労働者以外の作業従事者が機械等を使用する場合にも同様に生ずるものである。このため、改正法により新設された安衛法第45条第2項により、作業従事役員等が労働者と同一の場所において機械等を用いた作業を行う場合についても、事業者が労働者に機械等を使用させる場合と同様の規定を整備したものであること。

(2) 作業従事役員等自らが機械等を持ち込む場合における実施事項

① 作業従事役員等が実施すべき事項

ア 構造規格又は安全装置を具備していることの確認（安衛法第42条第3項及び安衛則第29条第3項関係）及び定期自主検査の実施等（安衛法第45条第2項関係）

改正法により新設された安衛法第42条第3項は、安衛法第42条第1項の機械等について、作業従事役員等自らが機械等を持ち込み、労働者と同一の場所において使用する場合に、当該機械等が同項の構造規格又は安全装置を具備していることを自ら確認した上で使用することを求める趣旨であること。また、改正法により新設された安衛法第45条第2項は、同条第1項に基づく定期自主検査の対象となる機械等を持ち込む際に、必要な検査が実施され、その結果が記録されていることを自ら確認することを求める趣旨であること。

安衛則第29条第1項の「『安全装置』には、ボイラーの安全弁、クレーンの巻過ぎ防止装置等この省令以外の労働省令において事業者に設置が義務づけられているものも含むものであること」（昭和47年9月18日付け基発第601号の1）とされているが、安衛則第29条第3項は、これらの安全装置等を備える機械等を作業従事役員等が自ら持ち込み、労働者と同一の場所において使用する場合には、当該安全装置等が有効であることを自ら確認した上で持ち込むことを求める趣旨であること。

イ 作業従事役員等が臨時に安全装置等を取り外す場合の措置等（安衛則第29条第3項関係）

安衛則第29条第3項は、持込機械等の安全装置等については、これを取り外し、又はその機能を失わせてはならないこととされているものの、同項各号のすべてに該当する場合には、例外的に、安全装置等の取り外し等を行うことが認められるが、この場合、作業従事役員等自らが同項各号のすべてに該当することを確認することを求める趣旨であること。

なお、安全装置等の取り外し等も含めた持込機械の使用等に伴う混在作業によって生ずる労働災害の防止については、改正法により改正された安衛法第30条、30条の2及び30条の4の規定による元方事業者や作業場所管理事業者等による連絡調整等により対応する趣旨であること。

ウ 機械等の管理（安衛則第29条第4項）

作業従事役員等は、安衛則第29条第4項に基づき、臨時に安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちに原状に復することを義務付けているが、これは、同一の

場所で作業を行う他の作業従事者による不適切な使用に伴う労働災害を防止する趣旨であること。このため、安全装置等の取り外しの有無にかかわらず、作業従事役員等自らが機械等を持ち込み、使用する機械等については、第三者による不適切な使用を防止するため、作業従事役員等が適切に保管し、又は管理することが望ましいこと。

② 元方事業者等の実施事項

ア 作業従事役員等が作業を行う場所を管理する事業者による措置（安衛法第29条等）

作業従事役員等自らが機械等を持ち込んで作業を行う場所を管理する事業者（元方事業者等）は、安衛法第29条、第30条第1項第2号（同条第4項により準用する場合を含む。）、第30条の2第1項（同条第4項により準用する場合を含む。）、第30条の4第1項又は安衛則第643条の12等に基づく措置の実施に当たっては、当該場所で作業を行う作業従事者による災害の防止に資するよう、当該場所に持ち込まれる機械等について、構造規格等の具備状況及び定期自主検査の実施状況に配慮することが望ましい。

また、作業場所管理事業者は、作業従事役員等が当該機械等の安全装置等を臨時に取り外す場合には、安衛則第29条第3項及び4項に基づく措置が徹底されるよう、作業従事役員等との間で行う連絡及び調整の機会を利用して、安衛法第29条に基づく必要な指導等を行う際に配慮する必要があること。

イ 定期自主検査に要する費用負担（安衛法第3条第3項関係）

作業従事役員等が自ら持ち込む機械等に係る定期自主検査に係る費用については、一義的には、作業従事役員等自身が負担すべきものであるが、当該機械等を、定期自主検査等の適切な実施により、安全な状態で使用することは、注文者から請け負った作業の安全な実施にも資するものであるため、安衛法第3条第3項の趣旨も踏まえ、仕事の注文者は、作業従事役員等に係る請負人において、定期自主検査の確実な実施に必要な経費が適切に確保されるよう、配慮することが必要であること。この場合において、定期自主検査の費用について、受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であること。

(3) 作業従事役員等が他の事業者の機械を使用する際の実施事項

① 作業従事役員等の実施事項

ア 構造規格又は安全装置を具備していることの確認（安衛法第42条第3項及び安衛則第29条第2項関係）及び定期自主検査の実施等（安衛法第45条第2項関係）

改正法により新設された安衛法第42条第3項及び第45条第2項は、作業従事役員等に対し、機械等の管理権原に関わらず、機械等に係る構造規格や安全装置の具備、定期自主検査について、実施することが義務付けるものであるが、作業従事役員等が他の事業者から一時的に貸与を受けて機械等を使用する場合に、自ら安全装置を取り付け、又は定期自主検査を実施することまで義務付ける趣旨ではなく、機械等の管理権原を有する者において適切な措置が講じられていることを確認することをもって足りる趣旨であること。

安衛則第29条第2項で準用する同条第1項第1号は、同条第1項の安全装置等を備える機械等であって、他の事業者の機械等を使用する場合についても、機械等の管理権原を有する者において適切な措置が講じられていることを確認した上で使用し、安全装置等を取り外してはならないことを求める趣旨であること。

イ 作業従事役員等が臨時に安全装置等を取り外す場合の措置等（安衛則第29条第2項関係）

安衛則第29条第2項により準用する同条第1項第2号は、作業従事役員等が、労働者と同一の場所において他の事業者の機械等を使用する場合において、当該作業従事役員等が、機械等の管理権原を有する者である安全装置等を設けた事業者を確認し許可を受けた場合に限り、臨時に安全装置等を取り外すことができることを規定する趣旨であること。

ウ 構造規格又は安全装置を具備していることの確認

改正法により新設された安衛法第42条第3項は、同条第1項の機械等の貸与を受けた作業従事役員等に対し、貸与を受けた機械等を労働者と同一の場所において使用する場合には、当該機械等が構造規格又は安全装置を具備していることを確認することを求める趣旨であること。

② 貸与した事業者の実施事項（安衛法第42条第1項及び第45条第1項）

ア 構造規格又は安全装置を具備していることの確認

事業者が自ら保有する安衛法第42条第1項の機械等を作業従事役員等に一時的に貸与する場合は、同項の規定により、当該機械等が同項の構造規格又は安全装置を具備していなければ貸与してはならないこと。

イ 定期自主検査の実施等

事業者が自ら保有する定期自主検査の対象となる機械等を個人事業者に貸与する場合の安衛法第45条第1項の規定は、貸与を受けた個人事業者が必要な検査が実施され、その結果が記録されていることを確

認した上でこれを使用することができるよう、当該検査の実施状況及びその結果を個人事業者に共有することを求める趣旨であること。

ウ 機械等貸与者の講ずる措置に準じた措置の推奨

事業者が安衛法第33条第1項に定める機械等を個人事業者に一時的に貸与する場合であって、安衛則第665条に規定する「相当の対価を得て業として」貸与する場合に該当しない場合は、安衛法第33条第1項は適用されないが、貸与した機械等を用いた作業が行われることにより、その場で作業を行う作業従事者に危険を及ぼすおそれがあることにより、その場では変わらないことから、労働災害防止の観点から、安衛則第666条第1項に基づき機械等貸与者が講ずべき措置（対象機械等の点検・整備、対象機械等の能力や使用上の注意事項等を記載した書面の交付）に準じた措置を実施することが望ましいこと。なお、貸与を受けた個人事業者においても、安衛則第667条に基づき機械等の貸与を受けた者が講ずべき措置（機械等の運転に係る資格又は技能を有していることの確認、等）に準じた措置を講ずることが望ましいこと。

4 安全衛生教育（安衛法第59条第4項及び第60条の2関係）

（1）基本的考え方

危険又は有害な業務に伴う危険や健康障害は、労働者に限らず、労働者と同じ場所で同様の業務を行う労働者以外の作業従事者にも同様に生じうるものである。このため、作業従事役員等が労働者と同じ場所において危険又は有害な業務を行う場合についても、作業従事役員等に対して特別教育の受講を義務付け、また、特別教育のほか、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する教育につき、その受講に関する努力義務を課すこととしたものであること。

また、同様の趣旨から、危険有害業務従事者教育指針を改正し、教育の対象者に作業従事役員等を位置付けたこと。

（2）特別教育及び危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育以外の各種教育、作業主任者技能講習・免許の修了等

改正法では、周囲で作業する労働者に危害を及ぼすことを防止する観点から、労働者と同じ場所で仕事の作業を行う作業従事役員等に対して、特別教育の受講義務及び危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育を受講する努力義務を設けたものであること。

また、作業従事役員等は、労働災害の防止を図る観点から、事業者が労働者に対して実施する雇入れ時等の教育（安衛法第59条第1項及び第2項）、職長等の教育（安衛法第60条）、能力向上教育（安衛法第19条の

2)、化学物質管理者講習(安衛則第12条の5第3項第2号イ)等のほか、携帯用丸のこ盤を使用する者に対する安全教育等の特別教育に準じた教育等、「安全衛生教育及び研修の推進について」(平成3年1月21日付け基発第39号)等の通達で定める教育を含め、作業内容に応じ、業務上の災害の防止に資する教育・研修を受講することが望ましいこと。

さらに、作業主任者の選任が必要な作業を作業従事役員等が行う場合には、労働災害の防止を図る観点から、当該作業に係る作業主任者技能講習の修了又は免許の取得等により、必要な知識及び技能を得ておくことが望ましいこと。

なお、作業従事役員等が、労働者と同一の場所以外の場所で作業を行う場合の取扱いについては、上記第2の1の(4)に記載したとおりであるが、事業として当該作業を継続的に実施している中で、労働者と同一の場所で作業を行う内容の仕事がある場合もある。このような場面において、特別教育を受講していなかった場合には、当然に安衛法第59条第4項違反となるものであるところ、安全衛生教育の受講には一定の期間を要するため、作業従事役員等は、特別教育の受講が必要な業務を行う場合については、労働者と同一の場所で当該業務を行うことも想定されることから、あらかじめ、特別教育を受講しておくことが必要であること。

(3) 作業従事役員等が受講する特別教育等の費用負担及び注文者による教育機会の提供等の配慮

特別教育、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育のほか、上記第2の4の(2)において受講することが望ましいとした教育については、免許又は技能講習と同様に、作業者の技能と直結するものであり、作業の都度、受講・修了が必要となるものではないことから、注文者に対して一律に費用負担が求められるものではないこと。

ただし、仕事の注文者は、安衛法第3条第3項の趣旨も踏まえ、当該教育等に関する情報提供や未受講者に対する受講機会の提供と併せて、請負人において当該教育等に必要な経費が適切に確保されるよう、必要な配慮を行うことが望ましいこと。

特に、注文した仕事の実施に当たって、特別教育の受講が必要な業務が必要な場合には、当該教育等の費用について、受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であること。

(4) 作業従事役員等が作業を行う場所を管理する事業者による措置

作業従事役員等が作業を行う場所を管理する事業者(元方事業者等)は、安衛法第29条、第30条第1項第2号(同条第4項により準用する場合

を含む。)、第30条の2第1項(同条第4項により準用する場合を含む。)、第30条の4第1項又は安衛則第643条の12等に基づく措置の実施に当たっては、当該場所で作業を行う作業従事者による災害の防止に資するよう、当該作業従事役員等が行う作業内容に応じ、必要となる安全衛生教育等の受講、技能講習の修了又は免許の取得の有無等を確認することが望ましいこと。

(5) 作業従事役員等に対する特別教育の科目省略(安衛法第59条第4項、安衛則第37条第2項関係)

作業従事役員等が特別教育の科目の全部又は一部を受けることを要さないこととなる、安衛則第37条第2項の「十分な知識及び技能を有していると認められる場合」には、当該作業従事役員等が過去に労働者として当該特別教育を受けた場合(安衛則第37条の規定に基づき科目の全部又は一部の省略を受けた場合を含む。)が含まれること。

5 その他の留意事項

(1) 安全装置等の点検・整備(安衛則第28条関係)及び作業開始前点検(安衛則第151条の75等)

安全装置等の点検・整備(安衛則第28条)及び機械等の作業開始前点検(安衛則第151条の75等)については、作業従事役員等に対して法令上義務付けられるものではないが、作業従事役員等が労働者と同一の場所において作業を行う場合には、労働災害の防止を図る観点から、事業者が労働者に対して実施する場合と同様に、これらの点検等を実施することが望ましいこと。

(2) 労働災害発生の急迫した危険がある場合における作業中止及び退避(安衛法第25条関係)

安衛法第25条に基づき、化学設備から危険物等が大量に流出した場合等危険物等の爆発、火災等による労働災害発生の急迫した危険があるとき(安衛則第274条の2)など、一定の場合においては、事業者は、直ちに作業を中止し、作業従事者を安全な場所に退避させなければならないこととされている。このような場合において、事業者から退避の指示があった場合、作業従事者に対し、これに従うことを義務付ける規定はないが、その趣旨に鑑み、作業従事者は事業者の退避指示に従うべきものであること。また、昭和47年基発第602号において、「客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置をまつまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業場から退避できることは、法の規定をまつまでもない」旨が示されているが、この考え方は、労働者以

外の作業従事者についても同様であること。

(3) 安全・衛生委員会における作業従事者の意見の反映等

安全・衛生委員会は、一定規模の事業場ごとに、労使で必要な事項を調査審議する場であるため、当該事業場の労働者以外の作業従事者を委員として含める必要はないが、①労働者と同一の場所で作業する労働者以外の作業従事者の意見を踏まえて調査審議を行うこと、②調査審議の結果を踏まえて講ずる対策について、当該作業従事者に周知することは、事業場全体の安全衛生水準の向上に資するものであるため、事業場の実情に応じた取組を図ることが望ましいこと。

併せて、産業医が、安衛法第13条第5項に基づき事業者に対して行う勧告の対象には、労働者の作業環境に限らず、労働者と同一の場所で作業を行う労働者以外の作業従事者の作業環境も含まれるものであること。

また、勧告内容が労働者以外の作業従事者の作業による影響に関するものである場合には、当該勧告を受けた事業者は、当該作業従事者と調整の上、産業医による勧告を尊重し、必要な措置を講ずべきものであること。